

学校教育法の一部を改正する法律新旧対照条文
 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四条（略）</p> <p>前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>一 大学の学部又は大学院の研究科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの</p> <p>二 第六十九条の第二第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が設置する学科の分野の変更を伴わないもの</p> <p>三 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第六十九条の第二第二項の大学の学科の廃止</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、政令で定める事項</p> <p>文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する幼稚園については、第一項の規定は適用しない。この場合において、当該幼稚園を設置する者は、同項に規定</p>	<p>第四条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する幼稚園については、前項の規定は適用しない。</p>

する事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第二項第一号の学位の種類及び分野の変更並びに同項第二号の学科の分野の変更に關する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

前項の幼稚園を設置する者は、第一項に規定する事項を行うときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第十四条 公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学については文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

第十五条 削除

第六十条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第六十条の二 大学の設置の認可を行う場合及び大学に対し第四条第三項若しくは第十五条第二項若しくは第三項の規定による命令又は同条第一項の規定による勧告を行う場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第六十五条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

第六十七条 大学院に入学することができる者は、第五十二条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学識があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学識があると認められた者とすることができる。

(略)

第六十八条の二 大学（第五十二条の大学に限る。以下この条において

第六十条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第六十条の二 大学の設置の認可を行う場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第六十五条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(新設)

第六十七条 大学院に入学することができる者は、第五十二条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学識があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学識があると認められた者とすることができる。

(略)

第六十八条の二 大学（第五十二条の大学に限る。以下この条において

同じ。) は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

) (略)

第六十九条の三 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従つて行うものとする。

同じ。) は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与するものとする。

) (略)

(新設)

第六十九条の四 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定

めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しく

（新設）

は一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならぬ。

文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十九条の五 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第二項及び第三項の規定に適合しなくなつたと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されなるときは、その認証を取り消すことができる。

文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十九条の六 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第六十条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 認証評価機関の認証をするとき。
- 二 第六十九条の四第三項の細目を定めるとき。
- 三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

第七十条の十 第二十八条第八項、第四十九条、第五十条第五項、第六十条（設置基準に係る部分に限る。）、第六十条の二、第六十四条、第六十八条の三、第六十九条、第六十九条の三（第三項を除く。）及

（新設）

（新設）

（新設）

第七十条の十 第二十八条第八項、第四十九条、第五十条第五項、第六十条、第六十条の二、第六十四条、第六十八条の三及び第六十九条の規定は、高等専門学校に、これを準用する。

び第六十九条の四から第六十九条の六までの規定は、高等専門学校に、これを準用する。

第八十二条の十一 第五条、第六条、第九条から第十四条まで及び第三十四条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

(略)

第八十三条 (略)

第四条第一項、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条及び第三十四条の規定は、各種学校に、これを準用する。この場合において、第四条第一項中「次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」とあるのは「市町村の設置する各種学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校

第八十二条の十一 第五条、第六条、第九条から第十四条まで及び第三十四条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学については文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

(略)

第八十三条 (略)

第四条第一項、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条及び第三十四条の規定は、各種学校に、これを準用する。この場合において、第四条第一項中「次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」とあるのは「市町村の設置する各種学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校

にあつては都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

(略)

にあつては都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学については文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

(略)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第六十四条・第六十五条の四）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（学校教育法の特例）</p> <p>第五条 私立学校には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第六十四条・第六十五条の三）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所轄庁の権限）</p> <p>第五条 所轄庁は、私立学校について学校教育法第四条第一項及び第十三条の規定にかかわらず、次に掲げる権限を有する。</p> <p>一 私立学校の設置廃止（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）の学科、全日制の課程（学校教育法第四条第一項に規定する全日制の課程をいう。）、定時制の課程（同項に規定する定時制の課程をいう。）及び通信制の課程（同項に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。）、大学の学部、学部の学科、大学院及び大学院の研究科、短期大学の学科、高等専門学校の学科並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の設置廃止並びに同法第五十二条の二（同法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による通信教育の開設廃止を含む。）及び設置者の変更並びに収容定員及び私立高等学校（私立中等教育学校の後期課</p>

(私立学校審議会等への諮問)

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する事項(同法第六十条の二の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。)を行う場合においては、あらかじめ、同法第六十条の二に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一・二 (略)

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大

程を含む。)の通信制の課程で同法第四十五条第三項に規定するもの(以下「広域の通信制の課程」という。)に係る学則の変更の認可を行うこと。

二 私立学校が、法令の規定に違反したとき、法令の規定に基く所轄庁の命令に違反したとき、又は六月以上授業を行わなかつたとき、その閉鎖を命ずること。

2 学校教育法第十四条は、私立学校に適用しない。

(私立学校審議会等への諮問)

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、第五条第一項各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、第五条第一項第一号に掲げる事項のうち私立学校の廃止、設置者の変更若しくは収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合又は同項第二号の閉鎖を命ずる場合においては、あらかじめ、学校教育法第六十条の二に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一・二 (略)

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大

学院、大学院の研究料、学料又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第四十五条第三項（同法第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

四〇十一（略）

2・3（略）

（寄附行為変更の認可等）

第四十五条 寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならぬ。

（私立専修学校等）

第六十四条 第五条、第六条、第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する事項」とあるのは、「学校教育法第八十二条の八第一項の都道府県知事の権限又は同法第八十二条の十一第一項において読み替えて準用する同法第十三条の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは、「学校教育法第八十三条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。

2・7（略）

学院、大学院の研究料、学料又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程を置く場合には、広域の通信制の課程である旨を含む。）

四〇十一（略）

2・3（略）

（寄附行為変更の認可）

第四十五条 寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（新設）

（私立専修学校等）

第六十四条 第五条第二項、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校について、第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立各種学校について、それぞれ準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「第五条第一項各号に掲げる事項」とあるのは、「学校教育法第八十二条の八第一項の都道府県知事の権限又は同法第八十二条の十一第一項において読み替えて準用する同法第十三条の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「第五条第一項各号」とあるのは、「第六十四条第一項において準用する第五条第一項各号」と読み替えるものとする。

2・7（略）

(経過措置)

第六十五条の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する
場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要
と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措
置を含む。）を定めることができる。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人
の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届
出をしたとき。

四〇八 (略)

第六十七条 第六十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処
する。

附則

1〇8 (略)

(削除)

9 (略)

10 (略)

(削除)

(新設)

第六十六条 次の各号の一に該当する場合には、学校法人の理事
、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

(新設)

三〇七 (略)

第六十七条 第六十五条の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処
する。

附則

1〇8 (略)

9 第十条第二項第一号及び第四項、第十五条並びに第十九条第二項第
一号の規定中学校法人のうちには、第二項の期間中は、財団法人を
含むものとする。

10 (略)

11 (略)

12 第五条第一項第一号中「開設廃止」とあるのは、当分の間、「開設
廃止並びに同法第百五条の規定による通信教育の開設廃止」と読み替

(削除)

(削除)

(削除)

11|

(削除)

12|

(略)

えるものとする。

13| 文部大臣は、昭和五十六年三月三十一日までの間は、大学設置審議会及び私立大学審議会の意見を聴いて特に必要があると認める場合を除き、私立大学の設置、私立大学の学部又は学科の設置及び私立大学の収容定員の増加に係る学則の変更についての認可は、しないものとする。

14| この法律施行後最初に任命される私立学校審議会及び私立大学審議会の委員のうち、半数（委員の定数が奇数に定められた場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数）の者の任期は、第十二条第一項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、二年とする。

15| 前項の規定により任期を二年とする委員は、くじで定める。

16|

(略)

17| この法律施行の際現にその名称中に学校法人という文字を用いている者は、第六十五条の規定にかかわらず、この法律施行後三月間は、なお従前の名称を用いることができる。

18|

(略)

改 正 案	現 行
<p>（試験科目の一部の免除等） 第七条（略）</p> <p>2 税法に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項第一号において「税法に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位（学校教育法第六十八条の二に規定する学位をいう。次項及び次条第一項において同じ。）又は同法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において税法に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が税法に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの当該一科目以外の税法に属する科目について、前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。</p> <p>3 会計学に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項第二号において「会計学に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位又は学校教育法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において会計学に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が会計学に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの当該一科目以外の会計学に属する科目については、試験科目のうちの当該一科目以外の会計学に属する科目について</p>	<p>（試験科目の一部の免除等） 第七条（略）</p> <p>2 税法に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項第一号において「税法に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位（学校教育法第六十八条の二に規定する学位をいう。次項及び次条第一項において同じ。）を授与された者で税理士試験において税法に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が税法に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの当該一科目以外の税法に属する科目について、前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。</p> <p>3 会計学に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項第二号において「会計学に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位を授与された者で税理士試験において会計学に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が会計学に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの当該一科目以外の会計学に属する科目については、第一項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。</p>

。、第一項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす

4・5
(略)

4・5
(略)